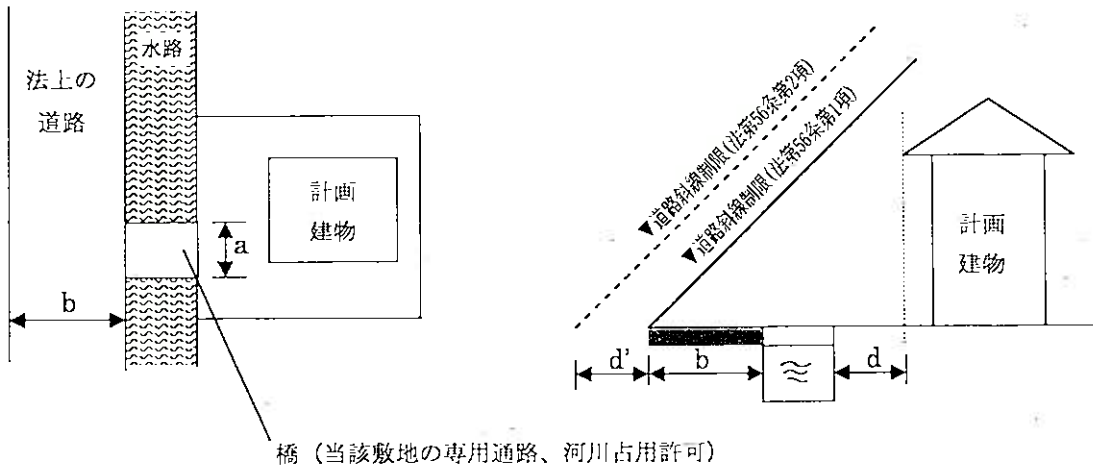


【許可事例】

包括基準2(3)ア

許可事例①

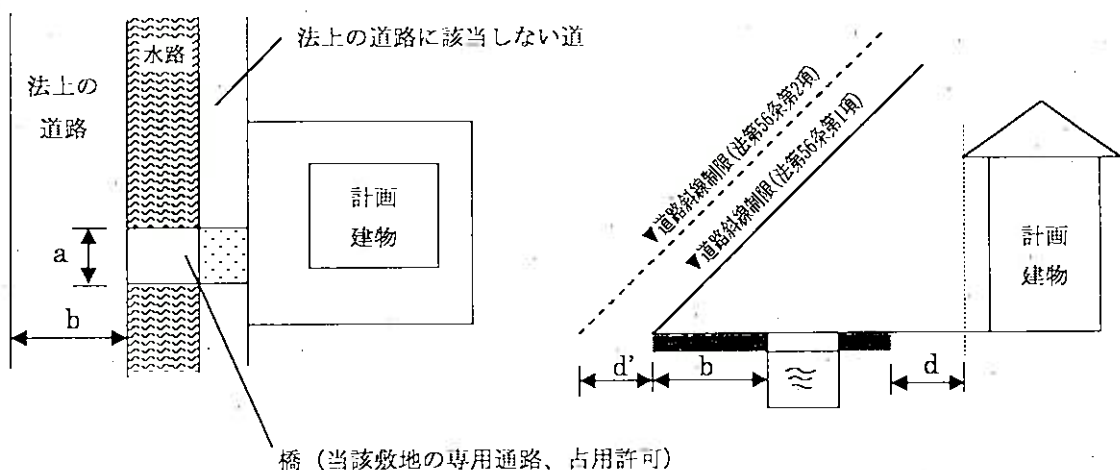


橋（当該敷地の専用通路、河川占用許可）

a,b : 2 m以上(a)及び県条例の規定を適用（敷地面積、建物用途、床面積等による）

- ・ 県条例の規定を適用する。
- ・ 道路幅員による容積率制限を適用する。（法第 52 条第 2 項）
- ・ 道路斜線制限を適用する。（法第 56 条各項）

許可事例②



橋（当該敷地の専用通路、占用許可）

a,b : 2 m以上(a)及び県条例の規定を適用（敷地面積、建物用途、床面積等による）

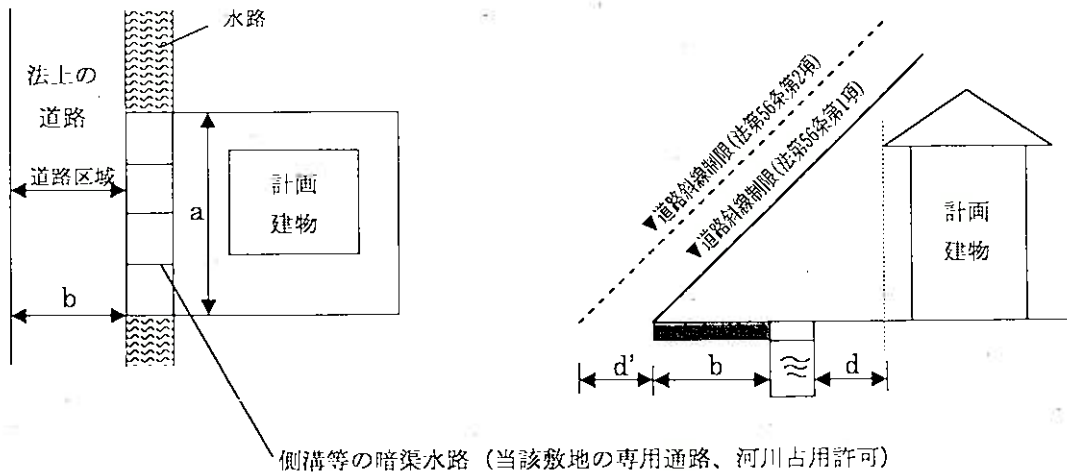
⬜⬜⬜ : 管理者の占用許可又は承諾（橋の部分と併せた河川占用許可も可）

※赤道等の場合は、払下げの可能性について検討

- ・ 県条例の規定を適用する。
- ・ 道路幅員による容積率制限を適用する。（法第 52 条第 2 項）
- ・ 道路斜線制限を適用する。（法第 56 条各項）

包括基準2(3)ア

許可事例③



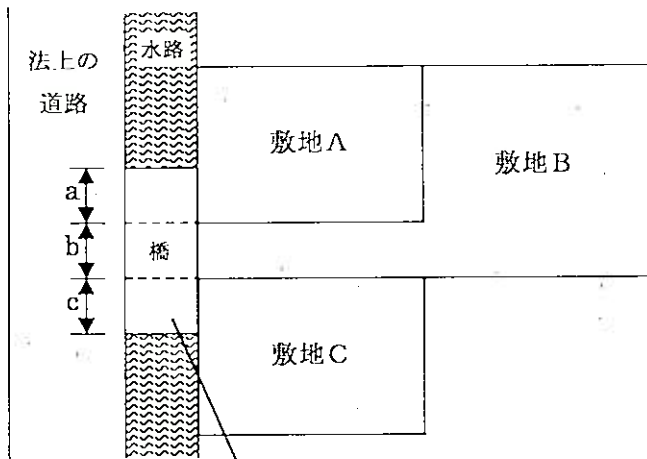
側溝等の暗渠水路（当該敷地の専用通路、河川占用許可）

a, b: 2 m 以上(a)及び県条例の規定を適用（敷地面積、建物用途、床面積等による）

道路区域：市道等の道路管理区域

- ・ 県条例の規定を適用する。
- ・ 道路幅員による容積率制限を適用する。（法第 52 条第 2 項）
- ・ 道路斜線制限を適用する。（法第 56 条各項）

許可事例④



河川占用許可は全体でとれていればよい

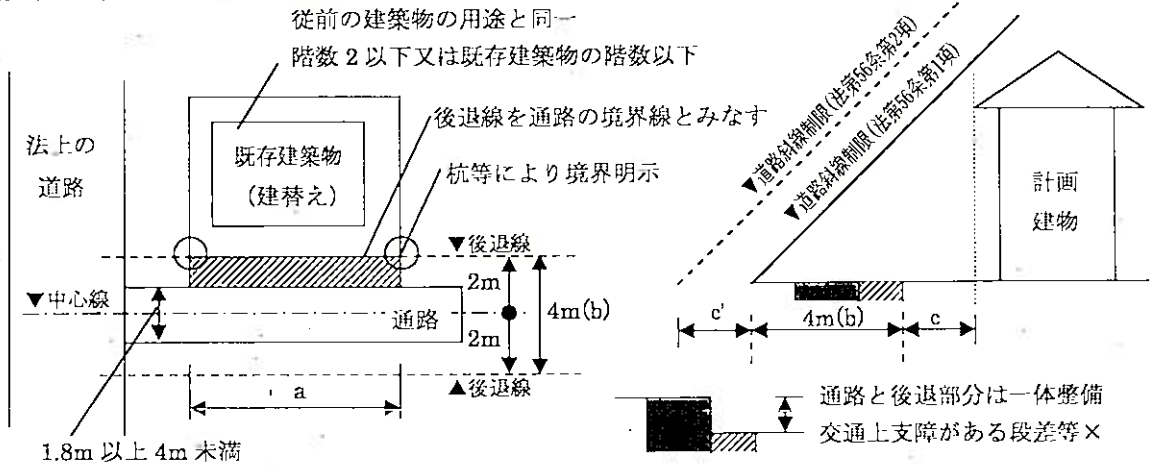
a, b, c: 敷地ごとに 2 m 以上(a)及び県条例の規定を適用（敷地面積、建物用途、床面積等による）

- ・ 複数敷地の共同の橋がある場合は、それぞれの敷地ごとに接道幅（河川占用幅）を確保する必要がある。
- ・ その他条件は、許可事例①と同じ。

包括基準2(3)イ

許可事例⑤

(既存建築物の建替の場合)

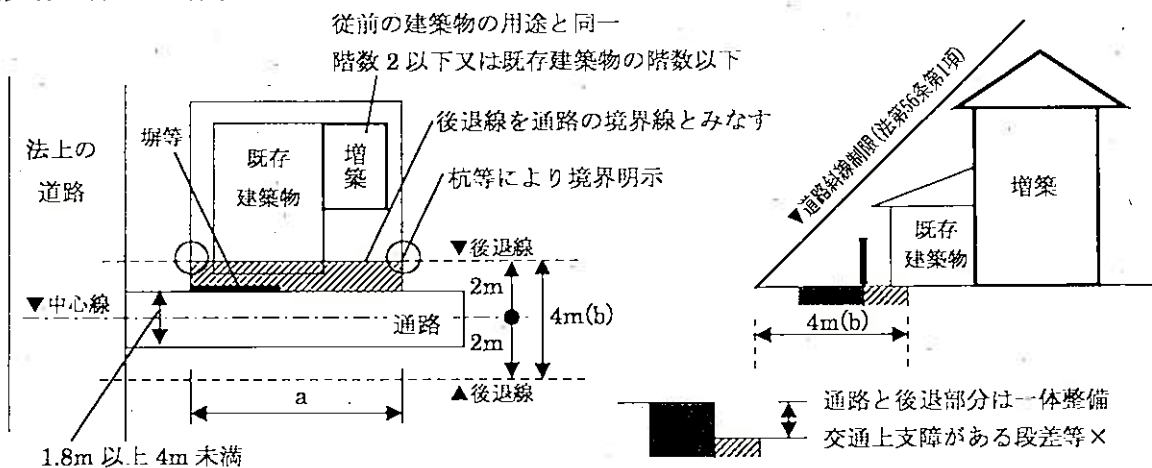


a, b: 2 m以上(a)及び県条例の規定を適用 (敷地面積、建物用途、床面積等による)

- ・建築物の立ち並びのない通路 (日常の通行上支障がない)
 - ・現に存する建築物で、法第 43 条ただし書き許可制度となる以前(平成 11 年 4 月 30 日以前)に適法に建築されたものの建替え
 - ・赤道等で地方公共団体が管理している通路、使用承諾を得る (赤道の場合は使用承諾不要)
 - ・通路を法第 42 条第 2 項の道路とみなしたときに、法及び県条例の規定に適合すること
- ※赤道私下げ等の可能性について協議すること

許可事例⑥

(既存建築物の増築の場合)



※平成 23 年 10 月 31 日以前に建築又は築造された部分を除

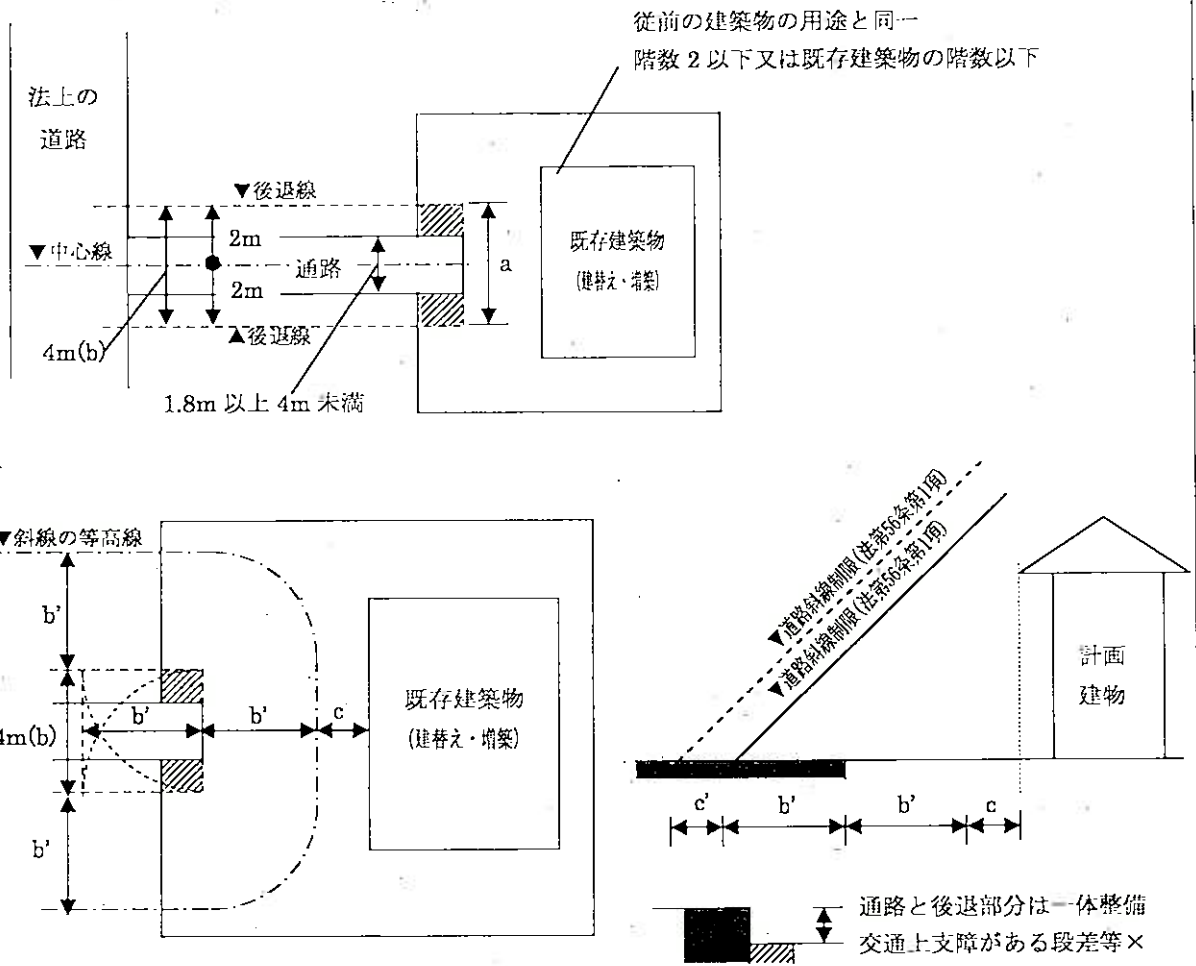
a, b: 2 m以上(a)及び県条例の規定を適用 (敷地面積、建物用途、床面積等による)

b: 容積率制限による道路幅員

- ・建築物の立ち並びのない通路 (日常の通行上支障がない)
 - ・現に存する建築物で、法第 43 条ただし書き許可制度となる以前(平成 11 年 4 月 30 日以前)に適法に建築されたものの増築
 - ・赤道等で地方公共団体が管理している通路、使用承諾を得る (赤道の場合は使用承諾不要)
 - ・通路を法第 42 条第 2 項の道路とみなしたときに、法及び県条例の規定に適合すること
- ※赤道私下げ等の可能性について協議すること

包括基準 2(3)イ

許可事例⑦



※平成 23 年 10 月 31 日以前に建築又は築造された部分を除く

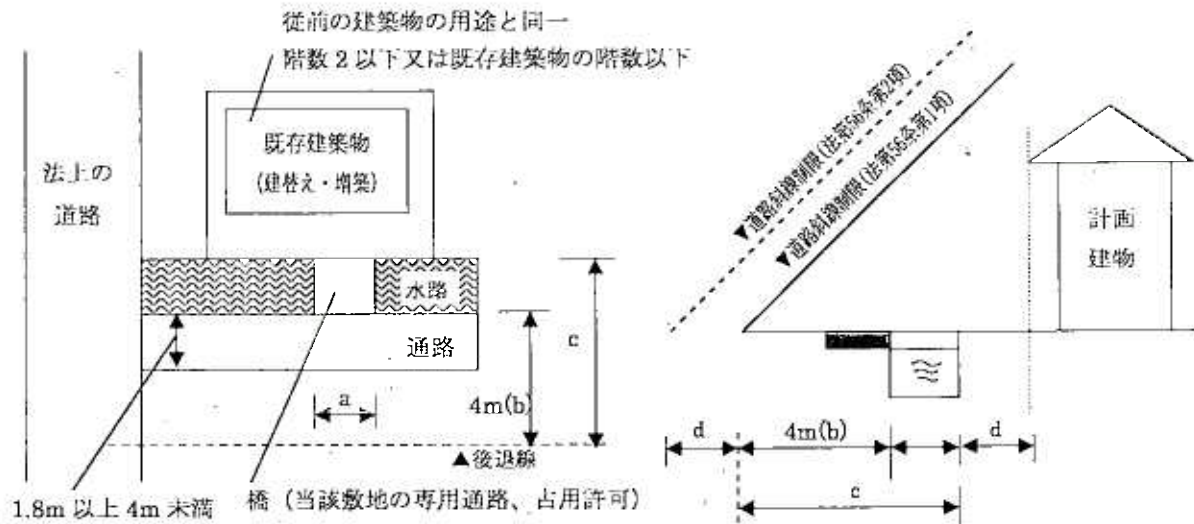
a, b: 2 m 以上(a)及び県条例の規定を適用 (敷地面積、建物用途、床面積等による)

- ・ 建築物の立ち並びのない通路 (日常の通行上支障がない)
- ・ 現に存する建築物で、法第 43 条ただし書き許可制度となる以前(平成 11 年 4 月 30 日以前)に適法に建築されたものの建替え又は増築
- ・ 赤道等で地方公共団体が管理している通路、使用承諾を得る (赤道の場合は使用承諾不要)
- ・ 通路を法第 42 条第 2 項の道路とみなしたときに、法及び県条例の規定に適合すること

※赤道払下げ等の可能性について協議すること

包括基準 2 (3) ア、イ

許可事例⑧



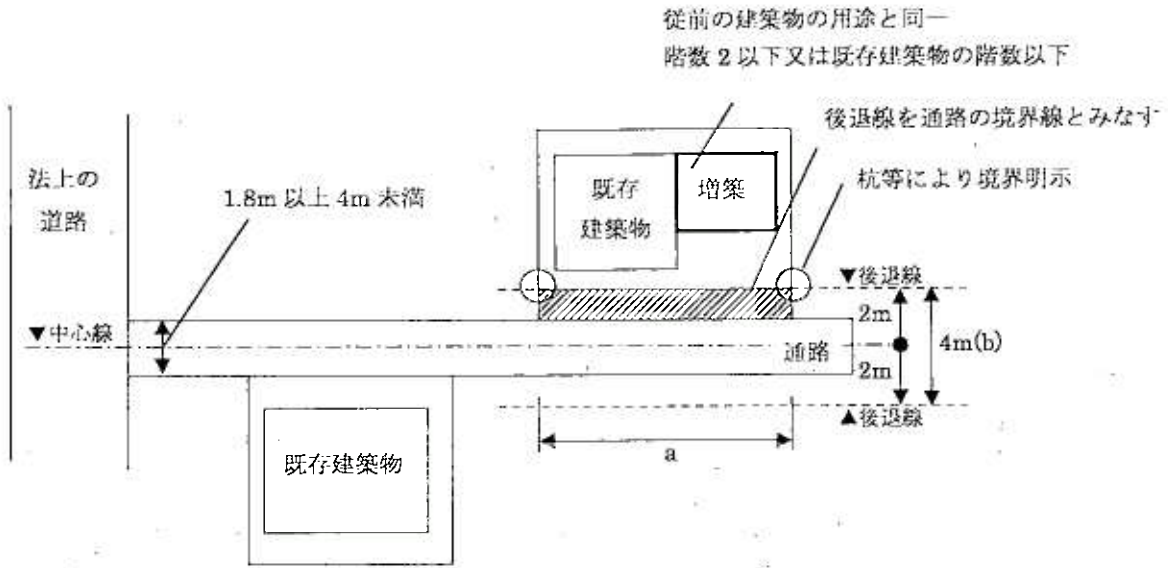
a, b : 2 m 以上 (a) 及び県条例の規定を適用 (敷地面積、建物用途、床面積等による)

- ・ 建築物の立ち並びのない通路 (日常の通行上支障がない)
- ・ 現に存する建築物で、法第 43 条ただし書き許可制度となる以前 (平成 11 年 4 月 30 日以前) に適法に建築されたものの建替え
- ・ 赤道等で地方公共団体が管理している通路、使用承諾を得る (赤道の場合は使用承諾不要)
- ・ 通路を法第 42 条第 2 項の道路とみなしたときに、法及び県条例の規定に適合すること

※ 赤道払下げ等の可能性について協議すること

包括基準 2(3)ウ

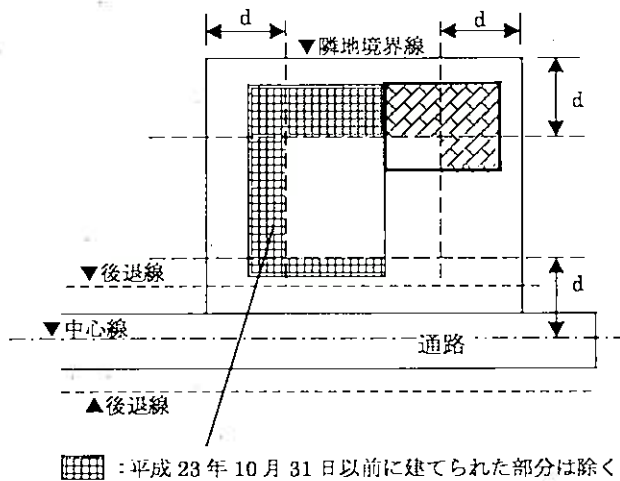
許可事例⑨



※準防火地域内に建築するものとみなし、法第 62 条第 2 項、第 63 条及び第 64 条の規定に適合

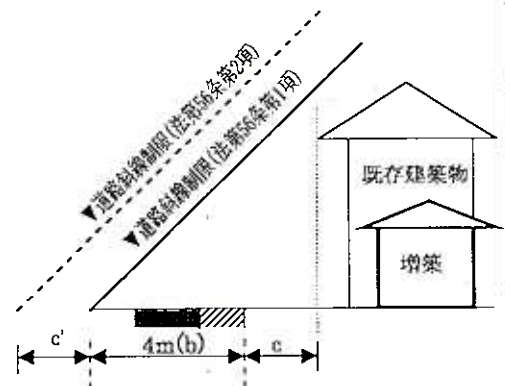
--- : 延焼ライン(d)
隣地境界線又は道路中心線からの距離
1 階 : 3m 2 階以上 : 5m

▨ : 対象範囲 (延焼の恐れのある部分)



▨ : 平成 23 年 10 月 31 日以前に建てられた部分は除く

従前の建築物の用途と同一
階数 2 以下又は既存建築物の階数以下



通路と後退部分は一体整備
交通上支障がある段差等×

※法第 3 条により法の規定が適用されないものを除く

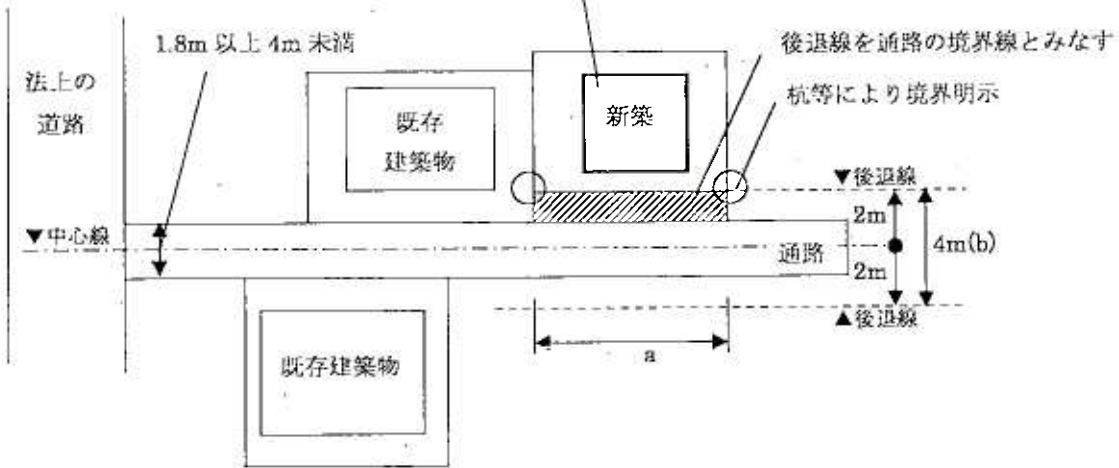
a, b : 2 m 以上(a)及び県条例の規定を適用 (敷地面積、建物用途、床面積等による)

- ・ 現に建築物の立ち並びのある通路 (日常の通行上支障がない)
- ・ 現に存する建築物で、法第 43 条ただし書き許可制度となる以前(平成 11 年 4 月 30 日以前)に適法に建築されたものの建替え又は増築
- ・ 赤道等で地方公共団体が管理している通路、使用承諾を得る (赤道の場合は使用承諾不要)
- ・ 通路を法第 42 条第 2 項の道路とみなしたときに、法及び県条例の規定に適合すること

包括基準 2 (3) エ

許可事例 ⑩

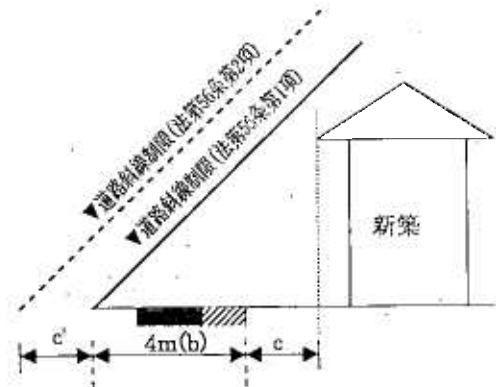
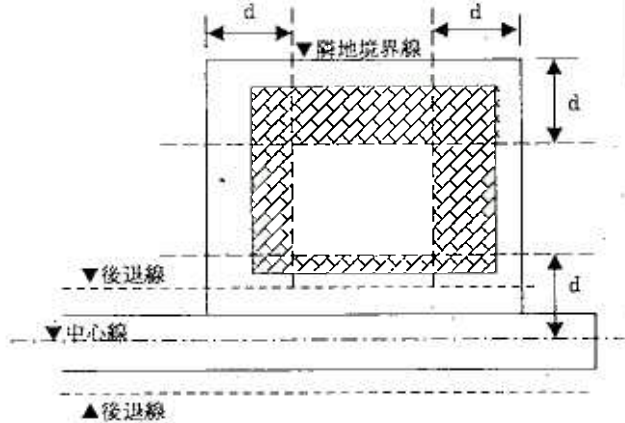
一戸建て住宅：階数 2 以下
(法別表第 2(イ)項第 2 号に掲げる兼用住宅及びその附属建築物)



※準防火地域内に建築するものとみなし、法第 62 条第 2 項、第 63 条及び第 64 条の規定に適合

--- : 延焼ライン(d)
隣地境界線又は道路中心線からの距離
1 階：3m 2 階以上：5m

▨ : 対象範囲 (延焼の恐れのある部分)



通路と後退部分は一体整備
交通上支障がある段差等×

※法第 3 条により法の規定が適用されないものを除く

a, b : 2 m 以上(a)及び県条例の規定を適用 (敷地面積、建物用途、床面積等による)

- ・現に建築物の立ち並びのある通路 (日常の通行上支障がない)
- ・赤道等で地方公共団体が管理している通路、使用承諾を得る (赤道の場合は使用承諾不要)
- ・通路を法第 42 条第 2 項の道路とみなしたときに、法及び県条例の規定に適合すること